

青森県報

第二千六百十五号

平成十八年
四月十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課)……………一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同)……………一
- 救急病院の設置……………(医療薬務課)……………一

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課)……………二
- 右 同……………(同)……………二
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課)……………四
- 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了……………(建築住宅課)……………四

出先機関

- 土地改良区の役員の就任……………(上北地方農林水産事務所)……………五
- 道路の位置の指定……………(十和田県土地整備事務所)……………五
- 公安委員会……………(同)……………五
- 技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課)……………五
- 労働委員会……………(同)……………七
- あつせん員候補者の氏名等……………(事務局)……………七

告

示

青森県告示第三百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
オレンジドラックとペ薬局 番町眼科	八戸市類家三丁目一の二三 八戸市大字番町二五名久井サンボ Iトビル二階	平成二〇・六・一〇 一七・二・三

青森県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
オレンジドラックとペ薬局 番町眼科	八戸市類家三丁目一の二三 八戸市大字番町二五名久井サンボ Iトビル二階	平成二〇・七・一五 一六・一・一

青森県告示第三百四十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

平川市国民健康保険 平川病院	平川市 所在地	平川市 所在地	認定の有効期限 平成二十年十二月三十一日
-------------------	------------	------------	-------------------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(仮称)弘前オフィス・アルカディア複合商業施設 弘前市大字扇町三丁目一の一、一	弘前アルカディアショッピングセンター 弘前市大字扇町三丁目一の一、一	平成 一六・三・二〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一 代表取締役 伊藤碩彦 その他は、未定	株式会社伊徳 秋田県大館市清水四丁目四の一五 代表取締役 伊藤碩彦 株式会社ツル 北海道札幌市東区北二十四条二十 丁目一の一 代表取締役社長 鶴羽樹	平成 一六・三・二〇

四 届出年月日

平成十八年三月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年四月十二日から同年八月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月十二日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
五 青森市大字油川字千刈二二七の二	雑種地	二、五九一・八四平方メートル
七 青森市大字油川字千刈二二七の二	雑種地	五三・九二平方メートル
合 計		二、六四五・七六平方メートル

二 予定価格

四千七百八十八万八千二百五十六円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字油川字千刈二二七の二五及び青森市大字油川字千刈二二七の二七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年四月二十五日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十八年四月十七日午前十時から、青森市大字油川字千刈二二七の二五において現場説明を行う。

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

三沢市前平一丁目一の一、二の一、一〇の一及び四二から七八まで、前平二丁目六〇の一部、六一の一部、六二の一部、六三の一部、七八の一部、九三の一部、九四の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇の一部、一〇二の一部及び一〇四の一部、大字三沢字前平三五三の七、三六一の六、四三九の四、四四七の六、六〇二の一一及び六〇三の八（第四工区から第七工区まで）

二 公共施設の種類、位置及び区域

1 道路、給水、下水道及び消防水利

三沢市前平二丁目四二から七八まで、前平二丁目六〇の一部、六一の一部、六二の一部、六三の一部、七八の一部、九三の一部、九四の一部、九八の一部、九九の一部、一〇〇の一部、一〇二の一部及び一〇四の一部、大字三沢市前平三五の七、三六一の六、四三九の四、四四七の六、六〇二の一及び六〇三の八

2 公園

三沢市前平二丁目一の一、二の一及び一〇の一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

三沢市桜町一丁目一の三八

三沢市土地開発公社

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月十二日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	丸 井 裕	十和田市西二十一番町四八の二九の一 六	平成一八・三・三

十和田県土整備事務所告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月十二日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市東一番町二八の 二	五五・四四メートル	六・〇〇メートル	平成 一八・四・三

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十三号

平成十八年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。)(第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成十八年四月十二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 審査の種類、日時、場所及び項目

審 査 の 種 類	審 査 日 時	審 査 場 所	審 査 項 目
教習指導員 技能検定員 (大特型) (大引) (大特型) (大引) (牽引)	平成十八年六月五日から同月二十三日までの午前八時三十分から午後五時まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する知識・技能 技能検定に関する知識・技能

技能検定員 (大自二)	教習指導員 (大自二)	技能検定員 (普通)	教習指導員 (普通)	技能検定員 (普自二)	教習指導員 (普自二)
二 一 七 平 成 一 八 年 七 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	一 七 平 成 一 八 年 七 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	二 一 九 年 九 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	一 九 年 九 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	三 一 八 年 八 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	一 七 平 成 一 八 年 七 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分
右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同
能 知 識 ・ 技 能	教 習 ・ 知 識 ・ 技 能	能 知 識 ・ 技 能	能 知 識 ・ 技 能	能 知 識 ・ 技 能	教 習 ・ 知 識 ・ 技 能

技能検定員 (大型 普通 種 種)	教習指導員 (大型 普通 種 種)	技能検定員 (普通 種 種)	教習指導員 (普通 種 種)
三 一 八 年 八 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	一 七 平 成 一 八 年 七 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	二 一 九 年 九 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分	一 九 年 九 月 十 八 日 午 前 八 時 三 十 分 午 後 三 時 五 分
右	右	右	右
同	同	同	同
能 知 識 ・ 技 能	教 習 ・ 知 識 ・ 技 能	能 知 識 ・ 技 能	能 知 識 ・ 技 能

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一か月前から審査当日まで

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に

(注) 自衛隊教習所にあつては、種類欄の(大型)と(普通)を読み替えること。

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
 (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。
 三 審査手数料
 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。
 四 その他

- 1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- 2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課（電話〇一七・七八二・〇〇七一）に問い合わせること。

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十八年四月十二日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士	
成田 宏子	青森県労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校事務長	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授	

今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
栗本 章吉	青森県労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部副委員長
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青森県支部執行委員長
一戸富美雄	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 (株)ほくとく監査役
笹森 悦郎	青森県労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちのく(株)監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事
牛田日出男	青森県労働委員会事務局長
木村 豊	青森県労働委員会事務局次長
澤田 悦郎	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭